

滋賀県人権施策基本方針

1 人権施策基本方針策定の背景

(1) 国内外の動向

第2次世界大戦中に行われた大量虐殺や特定の民族への迫害などの人権侵害や人権抑圧に対する反省から、人権問題は国際社会全体に関わる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になりました。

そこで、国際連合が人権問題に取り組むことになり、第3回国連総会（昭和23年（1948年）12月10日）で、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、生命・身体の安全その他の多くの基本的人権に関する基準を示し、すべての人が差別を受けることなく、これらの人権を享有できるようにすべきであると宣言しています。

しかし、世界人権宣言は、基本的人権尊重の基準を定めたものであり、それ自体が法的な拘束力を持つものではありません。そこで、宣言で規定された権利に法的拘束力を持たせるため国際人権規約が採択されました。国際人権規約は、もっとも基本的かつ包括的な条約として、人権保障のための国際的な基準となっています。

さらに、人種差別撤廃条約や女性差別撤廃条約、子どもの権利条約等個別の人権保障のための条約が採択されています。また、国際婦人年や国際児童年、国際障害者年等の国際年を定め、それぞれの課題を解決するため集中的に取り組んできました。

しかしながら、人権尊重に対する各国の取り組みは一樣ではなく、また、東西冷戦が終結した後も、世界各地で地域紛争が多発し、これに伴う人権侵害、難民発生など深刻な問題が起こっています。

このような中で、平成5年（1993年）には、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題や今後進むべき方向を協議するため、ウィーンにおいて世界人権会議が開催され、人権教育の重要性を確認するとともに、「人権分野における教育活動を促し、奨励し、かつ重視するために、人権教育のための国連10年を宣言することが検討されるべきである」と提唱されました。

これを受けて、平成6年（1994年）の国連総会は、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議するとともに、「人権教育のための国連10年行動計画」を採択し、人権という普遍的文化を世界中に構築するための取り組みを開始しました。

このような国際的な人権尊重の流れの中で、わが国は、国際人権規約をはじめ、女性差別撤廃条約や子どもの権利条約、人種差別撤廃条約等の人権関係条約に加入してきました。

「人権教育のための国連10年」の取り組みでは、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、平成9年（1997年）7月には、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。

また、平成8年（1996年）12月に、人権に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備することによって人権の擁護に資することを目的とする「人権擁護施策推進法」が制定されました。この法律に基づいて人権擁護推進審議会が設置され、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」および「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」について審議が重ねられました。前者は、平成11年（1999年）7月に、後者は、平成13年（2001年）5月と12月に、それぞれ答申がありました。現在、新たな人権救済制度の創設等を内容とする「人権擁護法案」が提出されています。

また、最近の法整備の動きとして、平成12年（2000年）12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されるとともに、個別の人権課題に対応すべく、「男女共同参画社会基本法」（平成11年（1999年））、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年（2000年））、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年（2000年））、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年（2001年））等が制定されています。

（2）本県の状況

本県ではこれまで、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、患者等の人権の個別分野ごとに、それぞれの課題解決のために各種施策に取り組んできました。

また、平成10年（1998年）7月に「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」を策定し、これに基づき人権教育を積極的に推進してきました。

さらに人権施策を総合的に推進するために、平成11年（1999年）7月に滋賀県人権施策推進懇話会を設置し、人権施策を推進する上での基本理念や基本方向、推進体系等について協議いただき、平成12年（2000年）9月に提言がまとめられました。提言では、人権施策を推進するための具体的な推進体系として、その中核となる基本方針を策定する必要があること、基本方針の策定および実施に必要な推進体

制を整備すべきこと、 県民とともに人権施策を総合的かつ継続的に実施していくための法的基盤となる条例を制定する必要があることの3点について指摘されています。

国の内外における人権尊重の気運の高まりや提言を踏まえて、県が県民の皆さんとともに人権が尊重される社会づくりを推進するための基本となる「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」(以下「条例」という)を制定し、平成13年(2001年)4月1日に施行しました。また、知事を本部長とする滋賀県人権施策推進本部を設置し、推進体制の整備を図っています。

条例には、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という)を定めること、そして、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ滋賀県人権施策推進審議会の意見を聴くことを定めています。これらの規定に基づき、滋賀県人権施策推進審議会を設置し、人権施策基本方針について調査・審議いただき、平成14年(2002年)10月2日に「人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針について」の答申をいただきました。